みなかみ町子育て家庭住宅新築補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育で家庭による住宅の新築費用の一部を補助することにより、子育て家庭の住環境の整備を推進し、定住人口の増加を促進して地域の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付については、みなかみ町補助金等に関する規則(平成17年みなかみ町規則第28号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 子育て家庭 現に養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいる世帯をいう。
  - (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
  - (3) 併用住宅 建築物に個人住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。 (対象者)
- 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、みなかみ町に住民登録を行っているもの、又は建築完了後から6か月以内にみなかみ町に住民登録するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 子育て家庭、又は妊婦がいる世帯に属する者
  - (2) 町内に個人住宅及び併用住宅を新築する予定の者
  - ③ 新築後、町内に3年以上居住する者
  - (4) 次条第1項に規定する個人住宅及び併用住宅の新築工事を第5条の施工業者に依頼 して行う者
  - (5) 町税等の滞納のない世帯に属している者
  - (6) 当該工事について、他の補助制度等を受けないこと。ただし、他の補助制度等の対象 外となる工事は、補助対象とする。

(補助対象工事)

- 第4条 補助金の交付対象となる工事は、個人住宅及び併用住宅の新築工事とする。
- 2 前項に規定する工事のうち、併用住宅の工事については、個人住宅部分を補助対象と し、共用部分については床面積の割合で案分し、補助対象を算出する。

(施工業者)

第5条 施工業者は、みなかみ町内に本社又は本店を有する事業者であって、前条第1項 に規定する工事を業としている事業者とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象事業費の10%以内で100万円(ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)を限度とし、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事契約後から工事完了までの間に、みなかみ町子育て家庭住宅新築補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに交付決定の可否を 行い、みなかみ町子育て家庭住宅新築補助金交付決定通知書(様式第2号)又はみなか み町子育て家庭住宅新築補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(変更)

第9条 申請者が、工事内容を大幅に変更するときは、みなかみ町子育て家庭住宅新築補助金変更申請書(様式第4号)を提出し、町長の承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

- 第10条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかにみなか み町子育て家庭住宅新築補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて提出しな ければならない。
- 2 町長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

(交付確定)

- 第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、みなかみ町子育て家庭 住宅新築補助金の額の確定について(様式第6号)により交付額の確定を行うものとす る。
- 2 町長は、実績報告書を審査の上、要件を満たさないと判断したときは、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の請求)

- 第12条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかにみなかみ町子育て家庭住宅新築補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要であると認める場合は、概算払をすることができる。
- 3 前項の規定による概算払の交付について、第8条第1項の規定による交付決定通知を 受けた後、みなかみ町子育て家庭住宅新築補助金概算払請求書(様式第8号)により、 請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する ものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(現地調査)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった新築工事について現地調査を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成24年12月1日から施行する。